

閱覽用

平成28年 第3回

神崎市農業委員会総会議事録

平成28年3月1日

神崎市農業委員会

平成28年 第3回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年3月1日(火) 9時30分 開会

2. 開催場所 神崎市役所 3-3会議室

3. 出欠者の状況

出席委員 34名 欠席委員 2名 傍聴者 0名

番号	役職	氏名	出欠	番号	役職	氏名	出欠
1	会長	田中 久男	出	20	委員	馬場 英征	出
2	副会長	森 義博	出	21	委員	服巻 玉美	出
3	委員	川浪 恒男	出	22	委員	柳川 芳和	出
4	委員	八谷 実	出	23	委員	荒木 初男	出
5	委員	中島 和則	出	24	委員	大澤 一士	出
6	委員	鳥谷 隆則	出	25	委員	納富 照海	出
7	委員	小淵 一男	欠員	26	委員	副島 良治	出
8	委員	森田 昭己	欠	27	委員	本村 宣行	出
9	委員	宮島 岩夫	出	28	委員	貞包 和則	出
10	委員	廣瀧 恒明	出	29	委員	鐘ヶ江政明	出
11	委員	志岐 善隆	欠	30	委員	中原 義高	出
12	委員	佐藤 芳春	出	31	委員	宮地 恆代	出
13	委員	早田 勝彦	出	32	委員	貞島 正則	出
14	委員	片江 護	出	33	委員	船津 義隆	出
15	委員	北御門 勇	出	34	委員	高尾 謙一	出
16	委員	江口 佳昭	出	35	委員	西村 千秋	出
17	委員	野口 富三	出	36	委員	井田 克己	出
18	委員	島 榮治	出	37	副会長	倉谷 勝英	出
19	委員	酒見 貞之	出				

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

2番 森 義博 委員 6番 鳥谷 隆則 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 大隈 豊文 係長 山口 秀利

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）について	17件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	7件
報告第2号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告（農用地利用配分計画関係）について	5件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長	大隈	豊文
農政農地係長	山口	秀利
農政農地係主査	有馬	靖子

【農政水産課職員】

農政企画係長	平	義孝
農政企画係主事	別府	卓馬

6. 会議の概要

事務局長

改めまして、お早うございます。

本日は、お忙しい中、また、寒い中、総会に出席していただき誠にありがとうございます。

着席して議事を進めさせていただきます。

それでは、平成28年 第3回 神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長の挨拶をお願いいたします。

会 長

みなさん、おはようございます。

今日は、3月1日ということで、私たち選挙で選任された委員さんについては、ちょうど3年という一つ区切りであります、本来なら今日の農業委員会の総会が最後の農業委員会総会になりますが、今回の制度改正で3月31日まで任期が延びています。

従いまして、事務局の方で3月30日の最後の農業委員会総会終了後、松本市長さんに参加してもらい3年間のご苦労さん会を設定してもらっています。

全員の参加の程、宜しくお願いいたします。

報告でございますけれども、私たちの農業委員会を指導してもらっております佐賀県農業会議は、現在まで任意の団体でありましたが、しかし、4月から一般社団法人佐賀県農業会議となり、一つの全国ネットワークの中の佐賀県農業会議となり、今回3月8日の総会が開催され議決されると思いますので、これまで通り、事務局の指導や農業委員の指導、新しい制度で設けられた推進委員の指導にもあたってもらえることになるかと思えます。

また、4月1日からの新農業委員さん・推進委員さんの公募・推薦については、区長会並びに生産組合長会の協力のもとに、スムーズに事務処理がなされたと聞いています。

お手元には、新しい農業委員の推薦・応募の結果、推進委員の応募等の結果等について、事務局よりお手元に配布されていると思います。新農業委員さんについては、市議会による同意と言うこととなります。市議会による同意を見守りたいと思います。

以上、挨拶とさせていただきます。

それでは、只今から平成28年第3回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長

本日の出席委員は、34名でございます。

欠席届の方が、8番森田委員、11番志岐委員の方から提出されております。

現在、定足数に達しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、神崎市農業委員会会議規則第6条「会長は、総会の議長となり、議事を整理する。」とありますので、これからの議事の進行は会長をお願いいたします。

(会長これより議長となる。)

議長

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、2番森義博委員さんと6番鳥谷隆則委員さんの2名をご指名いたします。

よろしくお願ひいたします。

議 長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を、事務局の大隈局長、山口係長を指名いたします。

議 長

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）について	17件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	7件
報告第2号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告（農用地利用配分計画関係）について	5件

以上でございます。

議 長

申請者の入室をお願いいたします。

(申請者入室)

議 長

それでは、議案書の1ページをお開き頂きたいと思ひます。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番を議題といたしますが、〇〇番の〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退出をお願いいたします。

(〇〇番 〇〇委員退出)

議 長

それでは、受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。

○受付番号1番 申請地の所在：神埼町〇〇 畑2筆の合計376㎡ 一般住宅建設の転用申請です。

申請理由は「自営業で電気工事の仕事をしていますが、仕事の割合が多いこの地区で住宅用地を探していたところ、この土地が最適でしたので住宅建設用地として申請します。」ということです。

申請人は、譲り渡し人：神埼市神埼町〇〇

譲り受け人：佐賀市大和町〇〇

施設の用途は一般住宅、道路、駐車場その他で合計376㎡です。

総事業費は土地代、整地費、建設費など総額〇〇千円で資金調達は全額借り入れ金。転用着工は平成28年4月10日、工事完了は平成28年10月20日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は第2種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。

位置図などの資料を6ページから8ページに添付しています。

資力及び事業の信用性と計画面積の妥当性については、融資審査書類や土地利用計画図などが提出されていて問題ないと思われます。

農地転用に関わる諸条件の確認では、道路法の基づく工事関係は神埼市建設課への事前確認が済んでおり、その他は問題なく、申請に係る用途に遅滞なく供することの確約書も提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は溜枡に集水してから道路側溝へ排水し、汚水などは合併浄化槽を設置する計画で、区長さん、生産組合長さんによる無条件の排水同意書も提出されていて問題はないと思われます。

法令などにより義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区より「受益地除外地の証明」、神埼市土地改良区より「事業施工地区外であり支障無し」、埋蔵文化財については神埼市教育委員会より「当該地は〇〇遺跡の範囲内に位置していますので、開発にあたっては文化財保護法に基づく届出と埋蔵文化財確認調査を行う必要があります。」との回答書の写しが提出されています。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。議案第1号、受付番号1番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いしたいと思いますが、地区担当である〇〇委員さんが、議事参与の制限を受けられ退席されておりますので、事前に代理依頼を受けておられる隣接地区の〇〇地区担当委員の〇〇委員さんに意見をお願いしたいと思います。

それでは、〇〇番〇〇委員さん、よろしくお願いいたします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号1番の申請は 〇〇委員の担当地区ですが、議事参与の制限を受けられますので、事前に協議した上で、隣接地区担当の私が意見を申し上げます。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、今回の転用は周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことがないように十分に考慮して計画されていて、特に支障はないと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ありませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。

大変、ご苦労さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可する

ことに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

議 長

〇〇委員さんの入室をお願いいたします。

(〇〇番 〇〇委員入室)

(申請者入室)

議 長

次に、受付番号2番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

○受付番号2番 申請地の所在：神埼町〇〇 田の3, 176㎡の 多目的広場などを設ける施設拡張の申請です。

申請理由は「現在、〇〇の屋外広場は狭くて〇〇等が十分な野外活動ができないので、申請地を多目的広場として整備して運動やレクリエーション等を行い、〇〇等の健康と余暇活動の充実に努めたい。」ということです。

申請人は、譲り渡し人：神崎市神埼町〇〇

譲り受け人：佐賀市金立町〇〇

施設の用途は多目的広場、遊歩道その他で3, 176㎡です。

総事業費は土地代、整地費など総額〇〇千円で資金調達は全額自己資金。転用着工は平成28年11月1日、工事完了は平成29年3月31日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外の決定は平成27年12月8日。農地区分は第1種農地で、許可基準は「既存の施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないもの」です。

位置図などの資料を9ページから11ページに添付しています。

資力及び事業の信用性と計画面積の妥当性については、残高証明書と土地利用計画図、

事業計画書が提出されていて問題ないと思われます。農地転用に関わる諸条件の確認では、神崎市建設課への工作物許可申請と占用許可申請などが確実に行われていて、申請に係る用途に遅滞なく供することの確約書も提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は自然流下と新設の側溝により隣接水路へ排水する計画で、汚水などはなく、区長さん、生産組合長さんによる無条件の排水同意書も提出されていて問題はないと思われます。

法令により義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区および神崎市土地改良区より遵守事項が付けられた上で「協議が整いさしつかえない。」、埋蔵文化財については神崎市教育委員会より「当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれておりませんので、文化財保護法に基づく届出などの手続きは不要な地区です。」との回答書の写しが提出されています。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。議案第1号、受付番号2番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いしたいと思いますますが、地区担当である〇〇委員さんが、〇〇です。

つきましては、事前に代理依頼を受けておられる隣接地区の〇〇地区担当委員の〇〇委員さんに意見をお願いしたいと思います。

それでは、〇〇番〇〇委員さん、宜しくお願いいたします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号2番の申請は 〇〇番〇〇委員の担当地区ですが、欠席につき、事前に協議した上で、隣接地区担当の私が意見を申し上げます。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私 も、現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、今回の転用は周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことがないように十分に考慮して計画されていて、特に支障はないと思います。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。只今、隣接地区担当委員さんの説明が終わりました。これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか

か。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。
ご苦労さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。

全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

議 長

次に、議案書の2ページをお開き頂きたいと思います。

受付番号3番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

○受付番号3番 申請地の所在：千代田町○○ 田の497㎡、分家住宅建設の転用申請です。

申請理由は「現在、実家で同居中ですが家族が増えるので、農業後継者として実家に隣接するこの土地に分家住宅を建設するのが最適であるため転用申請しました。」という

ことです。

申請人は、貸し付け人：神崎市千代田町〇〇 借り受け人：同住所の〇〇

施設の用途は分家住宅、農業倉庫その他で497㎡です。

総事業費は整地費、建設費など総額〇〇千円で、資金調達は全額借入金です。転用着工は平成28年5月1日、工事完了は平成28年11月30日の予定です。

権利の内容は使用貸借による権利の設定で、農振除外の決定は平成27年12月8日。農地区分は第1種農地で、許可基準は「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」です。

位置図などの資料を12ページから14ページに添付しています。

資力及び事業の信用性と計画面積の妥当性については、資金借用証書や土地利用計画図などが提出されていて問題ないと思われます。

農地転用に関わる諸条件の確認では、神崎市建設課への占用許可申請などが確実に進められていて、申請に係る用途に遅滞なく供することの確認書も提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は溜枘や新設側溝より隣接水路へ排水し、汚水などは合併浄化槽を設置する計画で、区長さん、生産組合長さんによる無条件の排水同意書も提出されていて問題はないと思われます。

法令などにより義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区および神崎市土地改良区より遵守事項が付けられた上で「協議が整いさしつかえない。」、埋蔵文化財については神崎市教育委員会より「当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれておりませんので、文化財保護法に基づく届出などの手続きは不要な地区です。」との回答書の写しが提出されています。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。議案第1号、受付番号3番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしくお願ひします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号3番の申請は 私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、今回の転用は周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことがないように十分に考慮して計画されていて、特に支障はないと思います。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号3番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。
ご苦労さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

議 長

次に、受付番号4番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号4番を議案書を基に朗読後、説明】

○受付番号4番 申請地所在：神埼町○○ 畑2筆の合計669㎡、倉庫・資機材置場への転用申請です。

申請理由は「現在、自宅の敷地内で事業事務所と資機材置場を兼ねているが手狭となっているので、同地区のこの土地に倉庫や資機材置場等を設置して農作業や事業の効率化と安全性の確保を図りたい。」ということです。

申請人は、譲り渡し人：神崎市神埼町○○ 譲り受け人：神崎市神埼町○○ 施設の用途は倉庫、農機具置場その他で、669㎡です。

総事業費は土地代、整地、建設費など総額○○千円で資金調達は全額自己資金です。転用着工は平成28年4月1日、工事完了は平成28年10月31日の予定です。

農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は第1種農地で、許可基準は「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」です。位置図などの資料を15ページから17ページに添付しています。

資力など事業の信用性と計画面積の妥当性については、残高証明書や土地利用計画図などを確認したところ問題ないと思われまます。農地転用に関わる諸条件の確認では、神崎市建設課への工作物許可申請と占用許可申請などが確実に行われていて、申請に係る用途に遅滞なく供することの確約書も提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は自然流下により隣接水路へ排水する計画で、汚水は公共下水道に接続する計画です、区長さん、生産組合長さんによる無条件の排水同意書も提出されていて問題はないと思われまます。

法令により義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区より「受益地除外地の証明」、神崎市土地改良区より遵守事項が付けられた上で「協議が整いさしつかえない」、埋蔵文化財については、神崎市教育委員会より「当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれておりませんので、文化財保護法に基づく届出などの手続きは不要な地区です。」との回答書の写しが提出されています。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。議案第1号、受付番号4番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

○○番○○委員さん、よろしくお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号4番の申請は 私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、今回の転用は、周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことがないように十分に考慮して計画されていて、特に支障はないと思います。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号4番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。

ご苦勞さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

議 長

次に、議案書の3ページをお開き頂きたいと思います。

受付番号5番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号5番を議案書を基に朗読後、説明】

○受付番号5番 申請地の所在：神埼町○○ 田の321㎡で、賃貸用共同住宅建築に係る仮設道路としての一時転用申請です。

申請理由は「○○の○○地区に賃貸用共同住宅の建築計画を行いましたが、建設予定地までの工事車両等の進入路が狭いため、農地所有者や周辺住民の同意を得て、申請地を仮設道路として利用したいので一時転用許可を申請します。」ということです。

申請人は、貸し付け人：神崎市神埼町○○ 借り受け人：神崎市神埼町○○ 施設の用途は仮設道路や緩衝帯の設置で321㎡です。

総事業費は賃貸料、整地費など総額○○千円で、資金調達は全額自己資金です。転用着工は平成28年3月25日予定、工事完了つまり農地の復元完了は平成28年10月31日の予定です。

権利の内容は賃借権の設定で、農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は第2種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。

位置図などの資料を18ページから20ページに添付しています。

資力及び事業の信用性と計画面積の妥当性については、事業費は○○万円未満で土地利用計画図などが提出されていて問題ないと思われれます。

農地転用に関わる諸条件の確認では、神崎市建設課への道路使用協議が確実に行われていて、また、隣接農地管理者や周辺住民と協議し同意を得られています。申請に係る用途に遅滞なく供することの確約書と農地復元確約書が提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は溜枘を設置して隣接水路へ排水し、汚水などはなく、区長さん、生産組合長さんによる無条件の排水同意書も提出されていて問題はないと思われれます。

法令などにより義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区より遵守事項が付けられた上で「協議が整いさしつかえない。」、神崎市土地改良区より「事業施工地区外であり支障なし」、埋蔵文化財については神崎市教育委員会より「当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれておりませんので、文化財保護法に基づく届出などの手続きは不要な地区です。」との回答書の写しが提出されています。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。議案第1号、受付番号5番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしくお願ひいたします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号5番の申請は 私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、現地の状況や転用の内容を申請者、関係者などに確認しましたが、今回の一時転用は周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことがないように十分に考慮し計画され、また、事業終了後の農地復元確約書も提出されていますので、特に支障はないと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号5番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

〇〇番〇〇委員

〇〇番の〇〇です。

お尋ねですが、これは、また農地に戻されるのでしょうか。

事務局

復元書も提出されています。

農地への復元が事業完了となります。

議 長

〇〇委員よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員

〇〇番〇〇です。

ありがとうございました。

議 長

他にありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。

ご苦労さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

議 長

次に、議案書の4ページをお開き頂きたいと思います。

それでは、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請を説明します。

受付番号1番 申請地所在 神埼町〇〇 畑 558㎡

申請理由 「耕作の効率化・経営規模の拡大の為 取得したいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

売買価格は10a当たり〇〇円で取引されているとのことです。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われま

す。第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということと言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われま

す。以上、所有権移転の要件を満たしていると思われま

す。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、許可することに決定いたします。

議 長

次に、受付番号2番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番 申請地所在 千代田町〇〇 田 1, 998㎡

申請理由 「自分が管理している共有名義の農地の名義人が増加していく一方なのでどこかで歯止めをかける為親戚から贈与を受けたいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されられると思われま

す。第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということを言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われま

す。以上、所有権移転の要件を満たしていると思われま

す。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可することに決定いたします。

議 長

次に、受付番号3番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号3番 申請地所在 千代田町〇〇 田 10, 452㎡

申請理由 「同一世帯の母から贈与を受けたいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われま

す。第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われ

ます。第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということと言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われま

す。以上、所有権移転の要件を満たしていると思われま

す。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号3番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、許可することに決定いたします。

議 長

次に、議案書の5ページをお開き頂きたいと思います。

受付番号4番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号4番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号4番 申請地所在 千代田町〇〇 田 3, 460㎡

申請理由 「経営の合理化の為、同積交換したいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われま

す。第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということを言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われま

す。以上、所有権移転の要件を満たしていると思われま

す。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号4番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、許可することに決定いたします。

議 長

次に、受付番号5番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号5番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号5番 申請地所在 千代田町〇〇 田 3, 460㎡

申請理由 「経営の合理化の為、同積交換したいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われま

す。第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということと言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われま

す。以上、所有権移転の要件を満たしていると思われま

す。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号5番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、許可することに決定いたします。

(農政水産課入室)

議 長

次に、別冊の議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）について を議題といたします。

議 長

それでは、提案者である農政水産課から1ページの総括表の説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第3号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の別府と申します、よろしく願いいたします。

着席して説明させていただきます。(着席)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開き

ください。

利用権設定関係総括表		利用権設定関係				
神埼町	新規	1件	再設定	5件	計	6件
	内訳は田	8筆		25,639㎡		
千代田町	再設定	4件				
	内訳は田	11筆		22,152㎡		
脊振町	新規	1件	再設定	6件	計	7件
	内訳は田	16筆		19,048㎡		
神崎市	合計	17件				
	内訳は田	35筆		66,839㎡		となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の総括表の説明が終わりました。次に集計表について審議をいたします。

議 長

2ページをお開き頂きたいと思えます。

議案第3号、農用地利用集積計画、神埼町の新規分の受付番号1番を審議いたします。農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第3号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの 神埼町 新規 1番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、

利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、

利用権設定をする者の住所・氏名

設定の利用目的、設定期間となっております。

設定する内容は

田 2筆 3,211㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第3号、農用地利用集積計画、神埼町の新規分、受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第3号、農用地利用集積計画、神埼町の再設定分の3ページの受付番号1番から受付番号5番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第3号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの 神埼町 再設定 1番から5番の申し出について説明します。
設定する内容は、田 6筆 22, 428㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。
説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第3号、神埼町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第3号、農用地利用集積計画、千代田町の再設定分の4ページの受付番号1番から受付番号4番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第3号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの千代田町再設定1番から4番の申し出について説明します。
設定する内容は、

田 11筆 22, 152㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第3号、千代田町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第3号、農用地利用集積計画、5ページの脊振町の新規分の受付番号1番を審議いたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第3号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の5ページの 脊振町 新規 1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田 2筆 1, 839㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

〇〇番〇〇委員

〇〇番〇〇です。

お尋ねですが、設定面積では、地目が田になっていますが、利用目的が普通畑となっておりますが、どちらが正しいのですか。

農政水産課

設定者の方が水田において野菜を作られるということですので、利用目的を普通畑としています。

宜しいでしょうか。

議 長

記載を台帳とするのか、現況とするのかの説明をお願いしたい。

台帳でとらえるか、現況でとらえるのか、その考え方を説明して頂きたい。

農政水産課

地目については、台帳のままですべて頂いています、利用目的と言う事ですので、野菜は普通畑とさせていただきます。

議 長

私のほうからですが、一つの方針が必要ではないかと思われる、通常は記載については台帳とするのが適当と思われるが、統一した見解を持たれていれば聞かせていただきたい。

農政水産課としては、利用目的を現況で入れるものか、台帳で入れるのか、統一した見解が必要と思いますが。その説明をお願いしたい。

〇〇番 〇〇委員

〇〇番 〇〇です。

その場合に税金が畑と田では、固定資産税も普通畑で課税されるのではありませんか。

その当たりの見解をお願いしたい。

農政水産課

利用目的で普通畑と書いておりますが、確かではありませんが、ハウス栽培をされておられると思いますので、そちら（課税）については確認したいと思います。

議 長

〇〇委員よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員

〇〇番〇〇です。

ありがとうございました。

議 長

今後、農政水産課としての統一した見解を持っていただきたいと思います。
宜しくお願いいたします。

議 長

ほかにありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第3号、脊振町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第3号、農用地利用集積計画、6ページの脊振町の再設定分の受付番号1番から6番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第3号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の6ページの 脊振町 再設定 1番から6番の申し出について説明します。

設定する内容は、田 14筆 17,209㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第3号、脊振町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

以上で議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）についての審議を終わります。

農政水産課の皆さん、大変ご苦労さまでした。

(農政水産課退室)

議 長

次に、別冊の報告第1号の1ページから3ページをお開き頂きたいと思います。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について を議題といたします。

事務局から、1ページの受付番号1番から3ページの受付番号7番までを一括して報告をお願いいたします。

事務局

【報告第1号、受付番号1番から受付番号7番までを議案書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

農地法第18条第1項、ただし書き1号から6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。

1 ページから 3 ページに記載しております、受付番号 1 番から 7 番につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約となっておりますので、お目通しをお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認については、只今事務局からの報告のとおりでございます。

議 長

次に、別冊の報告第 2 号の 1 ページをお開き頂きたいと思います。

報告第 2 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告（農用地利用配分計画関係）について を議題といたします。

事務局から、1 ページの総括表の説明をお願いいたします。

事務局

【報告第 2 号、総括表を基に朗読後、説明】

報告第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告（農用地利用配分計画関係）について

佐賀県農業公社へ貸付けられた農地について農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定により認可され、認可通知がきたものについて報告します。

1 ページの農用地利用配分計画関係総括表により報告します。

左から町名、認可年月日、利用権の設定（移転）を受ける者、利用権の設定（移転）をする者、利用権の設定（移転）地目、筆数、面積となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

神埼町	計 5 件	田	25 筆	63,720 m ²
		計	25 筆	63,720 m ²
神崎市	計 5 件	田	25 筆	63,720 m ²
		計	25 筆	63,720 m ²

となっております。 報告は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。

報告第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告（農用地利用配分計画関係）については、只今事務局からの報告のとおりでございます。

議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第3回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

11時15分 閉会

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規程によりここに署名する。

平成28年3月1日

神崎市農業委員会

会 長 _____

2 番 委員 _____

6 番 委員 _____